

議案第 12 号 二宮町表彰条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 12 号の提案理由を説明いたします。「二宮町表彰条例の一部を改正する条例」についてですが、附属機関の見直しに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 12 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、二宮町表彰審査委員会を条例に位置づけるために改正を行うものです。

それでは、資料 10 の新旧対照表をご覧ください。

第 3 条から第 5 条まで、条文中の表現整理を行うものです。

第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、新たな第 6 条として二宮町表彰審査委員会を置く規定を加えるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。